

被告東京都答弁書(要約)

平成19年4月13日

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求をいずれも棄却。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁および被告の主張
追って書面で提出。